

葉山町子ども・子育て会議 最終報告

～ 今後5年間の子育て環境の整備に向けて～



葉山町子ども・子育て会議

平成27年3月

目次

1	はじめに	1 頁
2	教育・保育及び地域型保育事業について	3 頁
(1)	保育の必要性の認定について	3 頁
(2)	幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育 の充実について	6 頁
(3)	家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討につ いて	8 頁
(4)	保育料の見直しについて	10 頁
3	地域子ども・子育て支援事業について	12 頁
(1)	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の あり方について	12 頁
(2)	病児・病後児保育事業の実施検討について	14 頁
(3)	一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポー ト・センターについて	16 頁
(4)	放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあ り方について	18 頁
4	保育・子育て支援等の担い手の確保について	19 頁
5	その他の意見	21 頁
6	おわりに	26 頁

資料

・ 保育の必要性の認定について（平成 26 年 1 月 24 日 地方自治体担当者向け説明会資料 1・関連部分抜粋）	27 頁
・ 保育の実施に関して必要な事項の整理	28 頁
・ 地域型保育事業の一覧、家庭的保育事業の主な基準	29 頁
・ 現行の保育所保育料の仕組みについて	30 頁
・ 葉山町における利用者負担額案（概要）	36 頁
・ 平成 27 年度における特定教育・保育施設等の利用者 負担（月額）（平成 27 年 1 月 23 日地方自治体担当者 向け説明会資料 2 - 4・関連部分抜粋）	37 頁
・ 放課後事業の種類の整理	38 頁
・ 今後の放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の 方向性について	39 頁
・ 葉山町内の学童クラブ一覧（平成 26 年度）	41 頁
・ 葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート 調査報告書（概要・関連部分抜粋）	42 頁
・ 会議の検討経過	53 頁
・ 葉山町子ども・子育て会議条例、運営要領、委員 名簿	56 頁
あとがき（委員の想い）	60 頁

1 はじめに

(1) 会議の紹介

葉山町子ども・子育て会議（以下、会議）は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。

会議の大きな特長は、子育てをしている当事者の委員としての参画が、幅広く認められたことです。葉山町でも多くの当事者が会議に参加し、率直かつ活発な意見交換が行われました。この結果、町内の子育て家庭のニーズをきめ細かく把握でき、より多様な視点で議論を行うことができたと思います。

平成 25 年度・平成 26 年度の 2 年間は、事務局の要請により、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）¹の準備作業を中心に審議を行いました。

会議時間は 2 時間～ 2 時間半程度、2 年間の開催回数は計 11 回にのぼります。膨大な準備事項について、委員全員が頭を悩ませながら毎回、真剣に検討を行ってきました。

また、審議内容について理解を深め、よりよい形にするために、委員有志による自主打合せも 7 回実施されました。加えて、子ども・子育て会議が主体となった一般向けの勉強会も複数回開催されました。



¹ 平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格施行される予定です。

(2) 最終報告の趣旨

会議では、新制度の施行にあたり、現在町で課題となっていること、今後5年間に必要と思われることについて、一つ一つ整理しながら、丁寧に検討を重ねてきました。

今回の最終報告は、葉山町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、これまで議論した内容について町長へ報告するものです²。

過去に2回の報告を行っていますが³、今回は、新制度の事業の枠組みにあわせて、

- (1) 教育・保育及び地域型保育事業
- (2) 地域子ども・子育て支援事業

そして、これらの事業を支えるための
(3) 保育・子育て支援等の担い手の確保
について、特に重要と思われる論点を絞って報告を行います。

次頁以降では、これらの論点について、概要と今後の方向性の観点から、会議の検討状況を具体的に述べていきます。

審議会での検討状況をふまえて、町の子ども・子育て支援施策への反映についてご検討いただければ幸いです。

² 葉山町子ども・子育て会議条例第2条に「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に依じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…(省略)…(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。

³ 平成26年4月には、子どもの遊び場、放課後の居場所づくり、子育ての担い手について、現状の課題と望ましい方向性についてまとめた中間報告を提出しています。

また、平成26年11月には、平成27年度当初予算編成に向けて、保育の就労時間の下限、利用者負担額の設定、当面の学童クラブのあり方について、対応案をまとめた報告を提出しています。

2 教育・保育及び地域型保育事業について

(1) 保育の必要性の認定について

(ア) 概要

ア 保育の必要性の事由

新制度では、これまでの「保育に欠ける」事由⁴（児童福祉法施行令 27 条）に代えて、「保育の必要性」がある事由⁵（子ども・子育て支援法施行規則）にしたがって、保育の認定が行われます。

「保育の必要性」がある事由として、

就労⁶

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動

就学

虐待やDVのおそれがあること

⁴ 児童福祉法施行令第 27 条。

「保育に欠ける事由」として、 昼間労働することを常態としていること（就労）、 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）、 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）、 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）、 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）、 前各号に類する状態にあること（その他） が定められていました。

⁵ 子ども・子育て法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）第 1 条。

⁶ 就労時間の下限は、1 ヶ月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされています。

葉山町では、葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則（平成 26 年葉山町規則第 15 号）第 2 条により、就労時間の下限を 64 時間で設定しています。

育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合の 10 事由が定められています。以前から認められているもののほか、これまで自治体の運用で認められてきた事由についても、明文化されています。

しかし、保育所を利用する世帯のほとんどが共働き世帯であることは、大きくは変わりません。

イ 認可外の保育施設が果たしてきた役割

町ではここ数年、年度当初に認可保育所で定員を超える受け入れをしてきたため、転入・復職などの理由で年度途中の入所を希望する保護者に対応できない状況が続いていました。

また、就労世帯のほかにも、子どもの発達につまづきがあるなどの理由で、自宅でみるのが難しいという保育ニーズもありました。

これまで認可外の保育施設が柔軟に対応することで、これらの保育ニーズの事実上の受け皿になっていた実情があります。

しかし、新制度の施行に向けて、現在、町内の認可外の保育施設は認可化に向けた準備を進めており、平成 27 年度以降は認可を受けた施設・事業者となる見込みです⁷。認可化により公的保育のサービス量が増える一方、前述のような柔軟な保育ニーズの受け入れの取組みは難しくなります。



⁷ 県の基準を満たす認可外の保育施設（認定保育施設）として、町内に風の子保育園とおひさま保育室の 2 つがあります。

風の子保育園は平成 27 年 4 月から小規模保育施設、おひさま保育室は平成 27 年 6 月から認可保育所へ移行する予定です。

(イ) 今後の方向性

ア 保育の必要性の柔軟な運用

保育を必要とする子どもに認可保育所など公的保育の枠組みで対応し、サービス量を拡充していくことは望ましいことです。

しかし、保育園を利用する必要がある世帯は、就労世帯に限られません。子育てが苦手な保護者もいれば、子どもに発達のおまじぎがあり自宅でみるのが難しい場合もあります。

待機児童が多数いる現状⁸では、当面、就労世帯の入所を優先することはやむをえない面がありますが、待機児童が解消された際には、町の裁量で保育の必要性の認定について柔軟に解釈することが望ましいと思われます。

イ 認可保育所の緊急枠の創設

また、これまで年度途中の入所希望者を認可外の保育施設が受け入れていた実情をふまえ、認可保育所に特別枠を設け、緊急性の高いケースについては受け入れ可能となるように対応すべきだと思われます。特に、公立保育所でそうした枠を多く設けることが望ましいと思われます。



⁸ 各年度の4月1日時点で見ると、平成24年度は26人、平成25年度は30人、平成26年度は28人です。

(2) 幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について

(ア) 概要

町内では、認可保育所の利用希望者が増えていますが、その一方で幼稚園の利用を希望する保護者も多くいます。

平成25年11月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果によると、定期的な教育・保育事業の利用について、町内在住の未就学児の6割以上が幼稚園を利用しています。また、今後の利用意向についても、7割近い保護者が幼稚園の利用を希望しています⁹。

また、町内には、今現在働いていなくても、子どもが3～5歳、または小学生になってから仕事を始めたいと考えている母親も一定程度います¹⁰。幼稚園を利用しつつ、保育の必要性の認定を受けられるくらいの働き方を希望しているのが葉山町に住んでいる母親の特徴だと思われます。

こうした状況をみると、子育て世帯のニーズは様々であり、それぞれの事情に応じて適切な機会が得られるように、多様な選択肢を用意することが必要となります。

⁹ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』40～41頁、49頁。

定期的な教育・保育事業の利用形態について幼稚園を選択した人が61.1%となり、うち3～5歳ではさらに割合が上がります。また、今後利用したい定期的な教育・保育事業の利用意向について、幼稚園を選択した人が67.6%となっています。

¹⁰ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』33～35頁。

現在就労しない場合の就労希望では、6割以上の母親が将来の就労を希望しています。母親の就労希望形態は、パート・アルバイト等が86.1%を占めています。就労希望時期では、3～6歳未満と6歳以上で意見が分かれます。

(イ) 今後の方向性

ア 幼稚園の認定こども園への移行

現在、町内には5つの幼稚園と4つの保育施設があります¹¹。町内で利用可能な土地が限られており、保育園の増設が難しい状況を考えると、既存の施設を活用して対応することが妥当だと思われま

す。幼稚園の認定こども園への移行を促すことは、その一つの解決策になると思われま

す。幼稚園の利用希望と母親の就労希望を両立できる面で有効な解決策であり、町内の幼稚園の認定こども園の移行方策について積極的な検討を行うべきだと思われま

す。新制度において認定こども園の普及が進められていますが、いまだ不透明な状況も多く、適切な情報提供が必要です。

イ 幼稚園の預かり保育の充実

また、諸事情により認定こども園への移行が難しい幼稚園もあります。そうした場合、幼稚園の長期休み中の預かり保育を充実することで、保護者に対する同様の支援を行うことが望ましいと思われま

す。

預かり保育の実施については県の補助がありますが、町独自の取組みも必要だと思われま

す。すでに他の自治体では、幼稚園の預かり保育に対して独自に助成を行うなど¹²、保護者の多様なニーズに応える取組みが行われています。こうした事例を参考にして、まずは保育を必要とする園児(2号認定相当)を対象とした取組みを始めるべきだと思われま

¹¹ 幼稚園は、あおぞら幼稚園、あけの星幼稚園、どれみ幼稚園、御国幼稚園、明照幼稚園の5つです。保育施設は、認可保育所として葉山保育園、葉山にここ保育園の2つ、認定保育施設として風の子保育園、おひさま保育室の2つ、計4つです。このほか平成27年度に新しい認可保育所が開設される予定です。

¹² 県内では、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、厚木市などで預かり保育に関する独自の補助が行われています。

(3) 家庭的保育事業 (保育ママ) の実施検討について

(ア) 概要

保育ニーズには基本的に認可保育所で対応すべきですが、町内の 0 ～ 2 歳の保育ニーズが極めて高いことをふまえ、特に 0 ～ 2 歳を対象とした地域型保育事業の実施について検討することが必要と思われ¹³。

地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 つの類型があります¹⁴。なかでも、町内の潜在保育士の活用につながり、担い手が期待できる家庭的保育事業から取り組むことが妥当と思われ¹⁵。

家庭的保育事業は、以前から児童福祉法で位置付けられている公的な保育サービスであり、すでに全国的に様々な自治体で実施されています。

¹³ 0 ～ 2 歳の待機児童が多いのは全国的な傾向です。こうした事態に対応するため、新制度では新たに市町村の認可事業として、0 ～ 2 歳を対象とし、定員が 19 人以下の地域型保育事業を設けています。

¹⁴ 家庭的保育事業は、「保育ママ」とも呼ばれ、家庭的な雰囲気のもとで少人数 (定員 5 人以下) を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

小規模保育事業は、少人数 (定員 6 人 ～ 19 人) を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

事業所内保育事業は、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。

居宅訪問型保育事業は、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行う事業です。

¹⁵ 原則として保育士資格をもち所定の研修を終了した者が家庭的保育者となります。面積要件等はありませんが、保育室は保育者の自宅やマンション・アパートの一室などを活用することができます。

(イ) 今後の方向性

葉山町では、平成 26 年 10 月に家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を条例で定めており¹⁶、事業を実施するための最低限の条件は整っています。

まずは、県内自治体の先行事例を参考にしながら¹⁷、葉山町においても家庭的保育者の養成研修の実施について早急に検討を開始することが必要と思われます。

また、事業の実施の際は、担い手を着実に増やすため、施設整備面での支援策についても検討が必要です。

なお、事業の性質上、家庭的保育事業は閉鎖的な空間で少人数での保育となることから¹⁸、安全性の確保についても十分に検討することが必要となります。



¹⁶ 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年葉山町条例第 8 号）。

¹⁷ 県内では、横浜市、川崎市、相模原市など政令指定都市のほか、近隣でも、横須賀市、鎌倉市、藤沢市などで実施されています。

¹⁸ 家庭的保育者 1 人に対し 3 人の子どもを保育することが認められています。補助者をつけた場合は、家庭的保育者・補助者あわせて 2 人に対して 5 人の子どもまで保育が可能です。

(4) 保育料の見直しについて

(ア) 概要

新制度における教育・保育の利用者負担額は、国の定める基準額を上限として¹⁹、実施主体である市町村が設定することとされています。

新制度の施行準備にあたって、市町村が新たに設定する利用者負担（保育料）は、

- (1) 教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料
 - (2) 保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料
 - (3) 保育認定（保育所）の保育短時間の保育料
- の大きく3つです。

国の動向に不確定要素が多く、また短期間での準備となることから、葉山町では、現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の幼稚園・保育所の利用者負担額をもとに設定を行いました²⁰。

具体的には、

- (1) 教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費²¹の町独自助成分を差し引いた額に設定する

¹⁹ 平成27年1月23日地方自治体担当者向け説明会資料「資料2 - 4平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）」。

最終的には、子ども・子育て支援施行令の一部改正により、利用者負担の上限額、多子軽減の対象、施設型給付費等負担対象額などが定められる予定です。

²⁰ 葉山町教育・保育給付にかかる利用者負担額に関する条例（平成27年葉山町条例第5号）第2条。町の上限額を条例で定め、所得階層ごとの金額などは規則で定めています。

²¹ 現行の幼稚園の利用者は、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免（補助）される就園奨励費制度があります。葉山町では、文部科学省の定める減免（補助）限度額に加えて、町上乗せの補助をしています。

- (2) 保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する、
- (3) 保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に 98.3% (国の定めた割合) をかけた額に設定するという考え方で設定を行っています。

(イ) 今後の方向性

しかし、今回設定された利用者負担額では、幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合²²や 保育短時間認定の保育料²³について、利用時間数等で比較した場合の不均衡な状態が残っています。

また、他自治体では、所得階層をより細分化したり、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあります。

こうした点をふまえると、町の利用者負担の設定については再検討の余地が残っており、十分な説明や意見聴取の機会を設けた上で、見直しを行うことが望ましいと思われれます。



²² 現行の町の保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、国の基準の約 7 割に設定されており、国基準額との差額を町が追加負担 (軽減) しています。

これに対して、幼稚園の就園奨励費の町上乗せ分は年間 9,000 円 (1 ヶ月あたり 750 円) となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

²³ 保育標準時間認定の人が最大 1 日 11 時間まで利用できるのに対し、保育短時間認定の人は最大 8 時間までの利用となります。国は保育にかかるコストを考慮し、保育短時間認定の利用者負担額を保育標準時間認定の 98.3% と設計しています。

2 地域子ども・子育て支援事業²⁴について

(1)利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

(ア)概要

子育ての孤立を防ぎ、子育ての不安感や負担感を減らすためには、子育て中の親子が気軽に集い、相談や情報交換ができる場所をつくるのが有効です。

国ではこうした点を重視し、新制度において、地域子育て支援拠点事業の拡充や新たに利用者支援事業を創設しています²⁵。

葉山町では、これらの機能をこれまで子育て支援センターや児童館が果たしてきたと考えられます。



²⁴ 「地域子ども・子育て支援事業」は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業の総称です。「一時預かり」や「地域子育て支援拠点事業」、「放課後児童クラブ」など13本の事業があり、地域の様々な子育て支援を充実していくことを目的としています。

²⁵ 「利用者支援事業」は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子育て家庭がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるように、新制度において新しく創設された事業です。

利用者支援事業の先行事例として、松戸市「子育てコーディネーター」(身近な地域の拠点で実施)や横浜市「保育コンシェルジュ」(区役所内で実施)があります。

(イ) 今後の方向性

これらの事業は、事業の性質上ニーズ量が見込みづらく、また単純なサービスの拡充で対応できない難しさがあります。

当面の対応としては、これまで様々な相談や情報提供を行ってきた子育て支援センターの機能を拡充することが現実的と思われます。

一方で、インフォーマルな人のつながりが果たす役割も無視できません。お互いの知識や経験を共有することで、思いがけず悩みが解消されたり、必要とするサービスにつながることもあります。子育て中の保護者や支援者が広くゆるくつながることができる場づくりも重要と思われます。

例えば、町内では、民間団体や自治会がサロンを提供したり、親子で集まれるイベントを行うなど、すでに様々な活動が進められています。そうした事例も参考にしながら、当事者が自主性を損なわない形でつながりの持てる機会をどのように設定できるか検討してもよいと思われます。

既存の制度の枠組みにとらわれず、引続きよりよいあり方を考える必要があると思われます。



(2) 病児・病後児保育事業の実施検討について

(ア) 概要

現在、葉山町では病児保育は実施されていませんが、就労世帯を中心に一定のニーズがあり、保護者の不安感を取り除くために実施に向けた検討が必要な状況となっています。

平成 25 年 11 月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果では、病児・病後児保育について、利用したい人と利用したいと思わない人がそれぞれ半数ずつに分かれています²⁶。

また、病児・病後児保育を利用したい人の中で望ましい事業形態について聞いたところ、施設(保育所)に併設する形と小児科に併設する形と支持する人がそれぞれ同じくらいいます²⁷。

しかし、他人に看てもらうことが不安なために、病児・病後児保育を利用したくないと考える保護者も一定程度います²⁸。ニーズはあるものの、保護者によって考え方が様々であり、対応策を考えるにあたって非常に難しい事業です。



²⁶ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』67 頁。

子どもが病気で親が休んだとき病児保育を利用したいと思ったかという質問に対し、利用したいが 47.5%、利用したいとは思わないが 52.5%となっており、意見が分かれています。

²⁷ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』68 頁。

病児保育の望ましい実施形態について、施設(保育所)に併設する形が 72.4%、小児科に併設する形が 71.5%となっています(複数選択可)。

²⁸ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』68 頁。

病児保育を利用したくない理由として、他人に看てもらうのは不安が 66.9%、親が仕事を休んで対応するが 55.1%となっています(複数選択可)。

(イ) 今後の方向性

現行の国の制度では、病児・病後児保育について、病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型などの枠組みが用意されています²⁹。

現在、葉山町では、ファミリー・サポート・センターで病後児保育が一部実施されていますが、病児・病後児保育は、公的な施設で対応することを基本とすべきと思われます。

当面の対応としては、病児を安全に預かれる体制を重視し、医療機関（小児科）に併設する形が妥当と思われます。

しかし、病児保育についてはコスト面で撤退をした事例なども出ており、実施の際は、費用対効果なども考慮した上で慎重な検討が必要です。

なお、本来、病児にとって望ましいのは、親が家庭で子どもを見ることであり、子育て世帯に対して、そうした理解を促すことも重要と思われます。



²⁹ 病児対応型・病後児対応型は、地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

体調不良児対応型は、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対して保健的な対応を行う事業です。

(3) 一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センターについて

(ア) 概要

大事な用事を済ませたり、リフレッシュするために、子どもを一時的に預けることは保護者にとって貴重な機会です。特にきょうだいの多い葉山町では、学校行事を含め何かと用事が多くなる傾向にあり、一時預かりのニーズは非常に高いです³⁰。

平成 25 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、子育てをする上での周囲からのサポートとして、一時預かりの充実を求める声が多数あります³¹。

保護者の子育ての負担感や不安感を和らげる意味からも、理由を問わずに子どもを預けることができる選択肢を増やすことは望ましいことと思われます。

現在、町内では子育て支援センターで一時預かり事業が行われていますが、利用枠が少なく、キャンセル待ちの状況が続いています。

また、地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

³⁰ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』12 頁。
自由意見で、きょうだいが多くて困ることについて、子どもの日常生活上の問題や子どもの預かり先などをあげた方が多くいます。

³¹ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』19 頁。
子育てをする上での周囲からのサポートについて、自由意見 547 件のうち、一時預かりの充実を求める意見が 161 件を占めました。

(イ) 今後の方向性

一時預かりの数が絶対的に不足しています。当面は、待機児童の解消に力が注がれることはやむをえませんが、利用を求める声が多いことをふまえて、早急な実施努力が必要です。

現行の子育て支援センターの一時預かり事業のほか、幼稚園の預かり保育の充実、保育所での一時預かり事業の実施などで、徐々に一時預かりの利用枠を広げていくことが必要です。極めて高いニーズに応えるために、町独自の財政的支援も必要と思われれます。

また、ファミリー・サポート・センターについては、支援会員の養成を続けるほか、依頼会員との適切なマッチングを行うことも重要となります。しかし、ボランティア活動であることを前提として、会員に対して過度な負担にならないように十分配慮する必要があります。

なお、近年、子育てしたくない、あるいは自分のことを大事にする親が増えているとも言われています。一時預かり事業を充実する一方で、保護者がきちんとした子育ての力をつけるために、身近な場所で子育てについて助言できる体制を整えることも必要と思われれます。



(4) 放課後児童クラブ(放課後子ども教室)のあり方について

(ア) 概要

葉山町では、町直営の学童クラブが設置されていますが、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい(指導員・スペース)などの課題があります。また、児童館から離れた場所に住んでいる人には、安全面や子どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

これらの課題を解消するために、この会議では、平成26年11月に、民間団体の活用と財政的支援、学童クラブの設置場所の見直し、の2点について提言を行ったところです³²。

(イ) 今後の方向性

今後、学童クラブについては、児童館との分離を基本として、民間団体による運営を進めていく方向が望ましいと思われます。担い手の広がりが期待できるほか、保護者に対して多様な選択肢を用意することにつながります。

また、民間学童クラブの運営を軌道にのせるために、町直営の学童クラブは将来的に廃止の検討を行うこととなります。廃止にあたっては、利用者に不利益がでないように、保護者のニーズをしっかりと見極めた上で判断する必要があります。

なお、放課後子ども教室についても、一定のニーズがあることをふまえ、場所・人材など町内の社会資源について十分考慮した上で、実施に向けた検討が必要だと思われます³³。

³² この提言を受けて、平成27年度当初予算案に、民間学童クラブに対する補助金と小学校の学童クラブ改修工事の予算が計上されています。

³³ 学童クラブと放課後子ども教室の整理は各自治体で異なり、例えば、横浜市では両者の一体型を推進し、逗子市では両者の分離を基本としています。

4 保育・子育て支援等の担い手の確保について

(1) 概要

前述した様々な事業を着実に実施し、子育て支援サービスを利用できる環境を整えるためには、その担い手となる人材を確保することが前提となります。

例えば、保育園の運営には、保育士、栄養士、調理師、看護師など様々な職種が必要です。なかでも保育士の人材不足は全国的な課題となっており、葉山町でも今後不足することが予想されています。現に、町内の保育園では、すでに人材確保に苦慮する状況が続いています。

また、学童クラブについては、新制度の施行により指導員の資格に一定の水準が求められるようになり³⁴、今後人材育成が課題となります。

地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

総じて、保育・子育て支援等の担い手不足が深刻になっています。今後、町内の子育て支援サービスを拡充していくことを考えると、担い手の確保は、町にとって喫緊の課題であると言えます。



³⁴ 葉山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第18号）第11条に、職員に関する要件が定められています。「児童の遊びを指導する者」に相当する資格を有しているほか、都道府県で実施する研修を受講することが必要となります。

(2) 今後の方向性

すでに国や県で様々な取組みがされていますが³⁵、町独自の人材確保策についても早急に検討を進める必要があります。例えば、他の自治体では、ホームページで保育士の募集状況を掲載する³⁶、広報紙で特集を組むなど、費用をかけない取組みが行われています。

葉山町でも、立地的に不利な条件をふまえた上で、何らかの対応策を考える必要があると思われます。町から積極的な呼びかけを行うほか、町内の事業者と協力しながら、地道に、少しでも有効と思われる取組みを実践していくことが重要と思われます。



³⁵ 例えば、新制度では、賃金の引き上げなど保育士の処遇改善が導入されています。平成 27 年 1 月には、国で新たに「保育士確保プラン」がまとめられています。

また、都道府県が設置する「保育士・保育所支援センター」の一部では、潜在保育士の活用のために、実践的な研修の実施や再就職のコーディネートなどが行われています。神奈川県では、平成 26 年 1 月に「かながわ保育士・保育所支援センター」が開設されています。

³⁶ 例えば、横浜市では、市のホームページで市内の保育所等の求人情報を掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/hoikukyuujin.htm>
|

5 その他の意見

前述の論点に関するその他の関連意見を参考に紹介します。

(1) 教育・保育及び地域型保育事業について

(ア) 保育の必要性の認定について

子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないですが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。

新制度になってこれまでに比べて保育所に入りやすくなるのはわかります。しかし、発達面に不安がある子や子育てが難しいお母さんの受け皿は用意されていないままで、就労世帯中心の制度になっていくのは不安があります。

保育が必要だと決めるときに、その他市町村が認めた場合があります。ここがすごく大切です。発達につまずきがあるとか、お母さんの子どもとの関わり方が大変だとか、体の調子がちょっと大変だとか、そういうものを市町村がどこまで認めていくのか。現在、その受け皿を民間が受けていることが多いです。これから、ここの幅がもっと広がっていくとよいと思います。

年度途中で申込みをする人はいろいろな意味でリスクの高い子であることが多いです。このまま現状の形が続いて、ファミサポの支援会員さんや今後広がる保育ママさんが受け皿になるのはこわいです。そうした子はしっかりとした環境で預かりたいです。緊急枠を用意することは必要だと思います。

(イ) 幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について

幼稚園でもいわゆる専業主婦は減っています。仕事をもっていらっしゃるお母さんの方が主流で、もっと働きたいけれど、夏休みなど長期休みがネックになっています。

保育園に入れなくて、幼稚園にお子さんを入れたお母さんもいます。どの年齢層でも保育ニーズは高いと思います。

3～5歳は幼稚園と保育所をあわせると飽和状態になっているとのことですが、幼稚園に行っている子のお母さんは夏休みに仕事ができないことがネックになっています。子どもの休みにあわせて、夏休みのとれる仕事は普通ありません。数的に足りているから、3～5歳は現状でよいという方向には行かないでほしいです。お母さんが自由な選択をできる幅をもたせてほしいと思います。

(ウ) 家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討について

家庭的保育事業は、町内でもおじいさんおばあさん世代でやりたい人がいると思います。

実際に活動するにあたり、1人あたり3.3平方メートルの保育室を確保しなければならないことがネックになります。家庭的保育事業をやりたい人はいると思いますが、場所など設備面の支援がないとなかなか広がらないと思います。

何人候補がいたら研修を実施しますというやり方では、なかなか始まらないのではないかと思います。保育ママの研修をしますが、やりたい人はいますかという聞き方をしないと、関心がある人でも手を上げづらいと思います。研修の実施準備の議論をまず進めるべきです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

(ア) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

利用者支援事業で想定しているものは、引っ越してきた身としてはやってほしい内容です。子育て支援センターも場所がわからないので、できれば役場の窓口に機能をおいてほしいです。葉山は転入者が多いので、利用者も多いと思います。

役場には必ず行くので、利用者支援事業の機能は役場に置いた方が効果的だと思います。ただし、その場合は、細かい情報まで提供できるかが重要です。公的なところが担っても、得られる情報が少なければ満足度は低いです。お母さんはインターネットである程度の情報は持っていて、個別具体的なことを知りたいと思っています。

長柄地区にもぼけつのような拠点が必要だと思います。

新米お母さんたちが気軽に集えて、アドバイスが得られるような拠点として、町がサポートできればよいと思います。様々なイベントが提供されるとよいと思います。

人がつながるためには、拠点となる場の提供が大変重要なポイントであると思います。また、各機関の利用率を上げようとするのであれば、まずは利用時間を広げるなどの工夫は必要かと思っています。

(イ) 病児・病後児保育の実施検討について

現在、ファミリー・サポート・センターで病後児保育を行っていますが、病児・病後児を一般の主婦に負わせるのは非常にリスクが高いです。やはり病児保育は、公的な施設で対応すべきだと思います。

どこまでが病児かきちんと線を引かないと預かる側も影響を受けます。具合が悪いから預けるのではなく、病気のときは基本的に親が面倒をみるべきだと思います。

(ウ) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターについて

子育て支援センターでファミサポや一時預かりをしていますが、預かりを求める人がとても増えてきました。スタッフでどのように対応するか頭を抱えている状況です。預かれる人がいないと言うことは簡単ですが、支援できないと断りを入れた

とき、その家庭はどうなってしまおうのでしょうか。自分で決められない人が多くなってきていると感じています。そうした面にも向き合えないと変わっていかないのではないのでしょうか。

ファミサポの料金は1時間700円か900円ですが、今の最低賃金は1時間887円で、パートに出る場合に使うとそのほとんどが消えてしまいます。利用会員が生活保護やひとり親の場合などは、料金を半減している市町村もあります。葉山町でもそうした対応はできないのでしょうか。今は一番困っている人が使えていない状況になっています。

ファミサポの事務局は子育て支援センターの中にありますが、ファミサポの利用者は子育て支援センターの利用者と異なることもあるので、行きづらい人もいるのではないのでしょうか。他の人に見られることに抵抗のある人もいます。頼みに行くことのプライバシーが確保されることが望ましいと思います。

(エ) 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について

学童クラブに第三者による評価制度を設けてはどうでしょうか。

最近の小学校高学年の子どもをねらった事故発生の中で、小学生については、個人差を考慮して、全学年を対象とすることが望ましいと思います。

小学校4年生以上の一時学童クラブや長期休み学童クラブなどを実施することはできないのでしょうか。

保育園は公立・私立の区別なく同じ保育料をとっています。サービスに対して必要なお金を払うのが基本のはずです。町直営の学童クラブは今無料ですが、将来的に町内で同じ水準のサービスと料金体系を考えていくべきだと思います。

学童クラブの子は家に誰もいないので、帰る場所が必要になります。それが子どもの心の栄養につながります。学童クラブ

が必要なお子さんは特別な支援が必要な子であるということを認識してほしいです。

親が働いている子だけ残るのではなく、みんなが利用してもらえるようにしてほしいと思います。留守家庭児だから預かるというのではなく、子どもの中でも差別がないような状況ができれば理想だと思います。

低所得世帯層等の子どもたちの放課後の居場所づくりは、子どもの貧困対策をしっかりとふまえて進めてほしいです。子どもたちの居場所に大きな格差が生じてしまうような支援とならないよう、町で利用調整を行うなどの対策は必須かと思えます。

(3) 保育・子育て支援等の担い手の確保について

保育の担い手、潜在保育士、保育ママ、保育サポーター、ベビーシッターなどすべて有償で募集の呼びかけが必要です。

ベビーシッターの事件があり、安易に担い手が広がることには危惧しています。担い手の確保とあわせて、専門性を高めていくことも重要です。

各家庭が必要とする支援は様々です。それに対応できるのは、制度で守られたとしてもそこに携わる「人」次第ということになると思います。



6 おわりに

葉山町に必要なことは何か。時に熱く、時に慎重に検討を重ねてきました。何回か委員の交代はありましたが、この町をよくしたいという気持ちは、皆同じでした。

おおむねすべての事業について議論できたと思います。しかし、葉山町の特徴と思われる 転入者の多さ、 きょうだいの多さ、 持ち家率の高さなどから生じる子育ての課題については、課題として認識していたものの、それをふまえた有効な対応策を得るところまでは到達できませんでした。今後の検討課題と思います。

この会議では、会議が主体となって自主的な勉強会を行うなど様々な活動に取り組んできました。こうした活動は審議会としては異例だったかもしれません。しかし、活動を通してこの町の様々な可能性を感じることができました。

子育てで得られるつながりは多様で幅広く、そのネットワークは地域社会の基盤になりうるものだと思います。こうしたつながりは、今後町をよりよいものにするために、欠かせないものではないでしょうか。

今回の報告内容について是非ご検討いただき、今後の町政に反映していただけたら幸いです。葉山町の子どもたちのために、そしてこの町の未来のために、より一層の取組みがなされることを願っています。

このような機会を与えていただいたことを委員一同感謝しています。ともによい町にしていきましょう。ありがとうございました。

